令　和　８　年　９　月
国　土　交　通　省
航空局安全部安全政策課

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」及び「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正案について

１．背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針（以下「ＩＣＡＯ－ＴＩ」という。）に準拠して、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条第１項において原則禁止したうえで、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第２項第１号、第３号及び第４号に基づく「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（昭和 58 年運輸省告示第 572 号）において、例外的に輸送が許容される爆発物等及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、国際民間航空機関の令和８年３月の理事会において、国際連合危険物輸送勧告への準拠やリチウム電池及びナトリウムイオン電池に適用される輸送基準の追加等を目的としたＩＣＡＯ－ＴＩの改訂案が承認され、令和９年１月１日に発効となることから、これに準拠するため、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関係通達について所要の改正を行う。

２．概要

（１）「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に係る一部改正

ア 第２号様式によるラベル及び第４号の５様式によるラベルの両方を付す場合に関する規定の追加（第 14 条）

イ 携行する書類について、日用品を輸送する場合の質量又は容量の記載に関する事項の追加（第 17 条）

ウ 輸送許容物件の表の改正（別表第１）

（ア）物件の追加、変更及び削除（表　関係）

- 「アクリル酸ブチル」に等級２の追加
- 「アルカロイド塩類」及び「アルカロイド類」に特別規定 A239 の追加
- 「加熱機器類」及び「貨物輸送ユニットに設置されたナトリウムイオン電池」の品名追加
- 「貨物輸送ユニットに設置されたリチウム電池」、「クロロフェノール類」及び「五酸化バナジウム粉末」の品名の細分化
- 「環境有害物質（液体）」に特別規定 A238 の追加
- 「酸化エチレン」、「酸化エチレンと炭酸ガスの混合物」、「酸化エチレンと窒素の混合物」、「1,2-ジ（ジメチルアミノ）エタン」及

び「二フッ化水素アンモニウム」に副次危険性及びラベルの追加
- 「車両等（蓄電池を動力源とするもの）」及び「装置（蓄電池を動力源とするもの）」に特別規定 A199 の追加
- 「その他の液化石油ガス」及び「炭化水素ガス混合物（液化されているもの）」に特別規定 A237 の追加
- 「電気雷管（爆破用のもの）」及び「電子雷管（プログラム可能な爆破用のもの）」から特別規定 A226 の削除
- 「ナトリウムイオン電池」に特別規定 A201、A235 及び A901 の追加
- 「ナトリウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）」及び「ナトリウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）」に特別規定 A235 及び A901 の追加
- 「物品（非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの）」に特別規定 A236 の追加
- 「フルオロアニリン」の削除
- 「リチウムイオン電池」、「リチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）」及び「リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）」に特別規定 A235 の追加

（イ）特別規定の改正（備考２　関係）
- アルコール飲料について、輸送禁止物件から除外される要件の変更（Ａ９）
- 加熱機器類に関する規定の追加（Ａ26、Ａ103）
- 機械、装置又は物品の内部にリチウム電池又はナトリウムイオン電池が組み込まれる場合の規定を追加（Ａ107、Ａ224）
- リチウムイオン単電池とナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池に関する規定の追加（Ａ185、Ａ214、Ａ235）
- 貨物輸送ユニットに設置されたナトリウムイオン電池に関する規定の追加（Ａ185、Ａ214）
- 燃料電池機関又は内燃機関を動力源とする車両について、ニッケル水素電池、金属ナトリウム及びナトリウム合金電池に関する規定の追加（Ａ214）
- ニトロセルロースに関し、国連試験基準マニュアルに従った試験３（ｃ）の除外についての補足説明の追加（Ａ216）
- 電子雷管の国連番号及び品名について、経過措置終了に伴い特別規定の削除（Ａ226）
- 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池の品名割り当てに関する規定の追加（Ａ228）
- 非引火性かつ非毒性のガスを内蔵する磁気共鳴画像診断装置（MRI）に関する規定の追加（Ａ236）
- その他の液化石油ガス及び炭化水素ガス混合物について、含有するジメチルエーテルの要件の追加（Ａ237）
- 「環境有害物質（液体）」について、液体有機水素キャリア

（LOHC）に関する規定の追加（Ａ238）

- アルカロイド塩類又はアルカロイド類の国際条約等によりその開示が禁止されているものについて、記載に関する規定の追加（Ａ239）
- ナトリウムイオン電池を内蔵するデータロガー又は貨物追跡装置について、輸送禁止物件から除外される要件の追加（Ａ901）

（ウ）包装方法及び積載方法の基準の改正（備考３　関係）

- リチウムイオン単電池とナトリウムイオン単電池の両方を含む組電池に関する規定の追加（包装基準 220、378、950、951、952、955、965、966、967、972）
- 等級が１の内部圧力（水圧）試験基準に適合する金属製容器を使用しないことの追加及び内装容器に収納される物件の密度の変更（包装基準 459）
- 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジの最大個数の明確化（包装基準 497）
- 等級が１の内部圧力（水圧）試験基準に適合する金属製容器を使用しないことの追加（包装基準 570）
- 車両に内蔵されているナトリウムイオン電池に関する規定の追加（包装基準 950、951）
- 救命用具に内蔵するガスシリンダーには、要件を満たす作動薬包又は安全装置を含めることができることを明記（包装基準 955）
- 機械、装置又は物品に含めて輸送することができるリチウム電池又はナトリウムイオン電池に関する規定の追加（包装基準 962、975）
- 高毒性成分を含む環境有害物質について、適用される容器及び包装に関する要件の追加（包装基準 964）

（エ）有機過酸化物の化学品名の追加、変更、削除（備考５　関係）

エ 火薬類相互の隔離表の改正（別表第 15）

オ 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件の改正（別表第 18）

カ その他所要の改正

（２）「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」（平成 13 年６月 29 日国空航第 543 号）に係る一部改正

ア 航空法施行規則第 194 条第２項第３号に規定する物件について、輸血用の血液又は血液製剤の保存に使用される物件の追加

イ その他所要の改正

（３）「危険物の危険性評価及び判定基準等について」（令和２年 12 月 28 日国空航第 2826 号）に係る一部改正

ア 毒物類の危険性区分のための試験及び判定基準における病毒を移しやすい物質で汚染された、又は病毒を移しやすい物質を含む可能性のある医療

機器又は医療装置について、使用済み医療機器に内蔵する又はともに包装されたリチウム電池又はナトリウムイオン電池に関する規定の追加

イ 国連勧告「試験方法と判定基準」に記載されている官能基を有する有機物の試料について、外装容器当たり200g以下の固体又は200 mℓ以下の液体を自己反応性物質Cに分類する基準の追加及びエネルギー物質の試料を分類するためのフローチャート図の追加

ウ その他所要の改正

３．今後のスケジュール（予定）

公 示：令和８年12月　上旬

適 用：令和９年１月１日